

○青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則

平成十五年七月二十二日

青森県規則第六十五号

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則をここに公布する。

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、[青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例\(平成十四年十二月青森県条例第七十九号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、[条例](#)において使用する用語の例による。

(事前協議)

第三条 [条例第三条](#)の規定による協議は、県外産業廃棄物搬入事前協議書([第一号様式](#))を知事に提出して行わなければならない。

2 [前項](#)の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 有害物質の溶出試験の結果、水素イオン濃度、油分の濃度、腐敗物の含有の程度等搬入しようとする県外産業廃棄物の性状を明らかにする書類

二 搬入の経路図

三 他の者から請け負った建設工事、解体工事等を施工する事業場にあつては、その事業者がその注文者から直接当該建設工事、解体工事等を請け負ったことを証する書類

四 県外産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合にあつては、当該運搬又は処分を受託した産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者に係る産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に係る許可証の写し及び当該産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が当該運搬又は処分を受託したことを証する書類

五 その他知事が必要と認める書類

3 [条例第三条](#)に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 県外産業廃棄物の性状及び排出過程

二 県外産業廃棄物の搬入の方法及び経路並びに搬入時間

三 県外産業廃棄物の処分の方法及び場所並びにその処分に係る施設の処理能力

四 県外産業廃棄物の搬入の理由

五 県外産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合にあつては、その委託先

(協議内容の変更)

第四条 [条例第五条第一項](#)の規定による協議の内容の変更は、県外産業廃棄物搬入変更事前協議書([第一号様式](#))を知事に提出して行わなければならない。

2 [前項](#)の協議書には、[前条第二項各号](#)に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 [条例第五条第一項ただし書](#)に規定する規則で定める変更は、県外産業廃棄物の種類の減少とする。

(届出)

第五条 [条例第四条第一項](#)の規定による通知を受けた事業者は、氏名又は住所(法人にあつては、名称又は主たる事務所の所在地)に変更があつたときは、速やかに氏名等変更届([第二号様式](#))により知事に届け出なければならない。

(令三規則七三・一部改正)

(報告)

第六条 [条例第六条](#)の規定による報告は、毎年度の四月三十日までに、その前年度分に係る県外産業廃棄物搬入状況報告書([第三号様式](#))を知事に提出して行わなければならない。

(身分証明書)

第七条 [条例第八条第二項](#)に規定する身分を示す証明書は、[第四号様式](#)による。

(弁明の機会の付与に関する通知)

第八条 知事は、[条例第九条第三項](#)の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えようとするときは、あらかじめ、その者に対し、口頭による意見陳述の日時、場所等又は意見書の提出期限、提出先等を書面により通知するものとする。

(代理人)

第九条 [前条](#)の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために口頭で意見を述べ、又は意見書を提出するための一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を知事に届け出なければならない。

(公表の方法)

第十条 [条例第九条第一項](#)及び[第二項](#)の規定による公表は、青森県報に登載して行うものとする。

(協議等の状況の公表)

第十一条 [条例第十一条](#)の規定による協議等の状況の公表は、毎年度の六月三十日までに、その前年度における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を青森県報に登載して行うものとする。

2 [前項](#)の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 協議の件数

二 県外産業廃棄物の種類及び量

三 協定の締結の件数

四 環境保全協力金の額

五 その他必要と認める事項

附 則

1 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

(平二三規則二二・旧附則・一部改正)

2 平成二十三年度における[第十一条第一項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「毎年度の六月三十日」とあるのは、「平成二十三年八月三十一日」とする。

(平二三規則二二・追加)

附 則(平成二三年規則第二二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第六号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第七三号)

この規則は、公布の日から施行する。

[第1号様式\(第3条、第4条関係\)](#)

(令元規則6・令3規則73・一部改正)

第1号様式(第3条、第4条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及
び代表者の氏名)

県外産業廃棄物搬入(変更)事前協議書

次のとおり県外産業廃棄物を搬入したい(年 月 日付けで協議した内容を変更したい)ので、青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第3条(第5条第1項)の規定により協議します。

排 出 事 業 場	名 称	
	所 在 地	(電話番号)
搬 入 す る 県 外 産 業 廃 棄 物	種 類	
	性 状	
	排出過程	
	量	
	搬入期間	
	搬入の方法	
	搬入の経路	
	搬入時間	

処分の方法及び場所	
	処分に係る施設の処理能力 (最終処分場の残存容量 m ³)
搬入の理由	
県内に搬入する前の処分の方法及び場所	

県外産業廃棄物の運搬又は処分の委託先

区 分	産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者	
1 収集運搬	氏名又は名称	
2 中間処理	住所又は主たる事務所の所在地	(電話番号)
3 最終処分		
1 収集運搬	氏名又は名称	
2 中間処理	住所又は主たる事務所の所在地	(電話番号)
3 最終処分		
1 収集運搬	氏名又は名称	
2 中間処理	住所又は主たる事務所の所在地	(電話番号)
3 最終処分		
運搬(再委託)	氏名又は名称	
	住所又は主たる事務所の所在地	(電話番号)

注1 協議の内容の変更の場合には、変更前と変更後の内容を対比して記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住所 (法人にあつては、主たる
事務所所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

氏名等変更届

次のとおり氏名(名称、住所、主たる事務所の所在地)に変更があつたので、青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則第5条の規定により届け出ます。

氏名 (名称)	変更前	
	変更後	
住所 (主たる事務所の所在地)	変更前	(電話番号)
	変更後	(電話番号)
変更年月日		年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

[第3号様式\(第6条関係\)](#)

(令元規則6・令3規則73・一部改正)

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、名称及
び代表者の氏名)

県外産業廃棄物搬入状況報告書

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第6条の規定により、次のとおり県外産業廃棄物の搬入状況を報告します。

年度分(年 月～ 年 月)

排出事業場	名 称	
	所 在 地	(電話番号)
委託先	収 集 運 搬	
	中 間 処 理	
	最 終 処 分	

県外産業廃棄物搬入状況

(単位 t)

産業廃棄物の種類				
搬入量	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	計			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

[第4号様式\(第7条関係\)](#)

第4号様式(第7条関係)

表

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職氏名
年 月 日生
上記の者は、青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第8条第1項の規定により立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。
年 月 日交付
青森県知事 氏 名 印

9 セ ン チ メ ー ト ル

6センチメートル

裏

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(抜粋)
(立入検査等)

第8条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、県外産業廃棄物を搬入する事業者に対し、当該県外産業廃棄物の性状その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該県外産業廃棄物の排出状況等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。